



大崎市監査委員告示第5号

例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、大崎市監査委員が行う監査、検査及び審査の基準により例月現金出納検査を実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年3月12日

大崎市監査委員 門脇 喜典
大崎市監査委員 伊藤 玲子
大崎市監査委員 伊勢 健一



記

第1 検査の種類

例月現金出納検査

第2 検査の対象

令和7年1月取扱分の一般会計・特別会計の会計管理者、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の管理者の権限に属する現金出納状況

第3 検査の事項

- (1) 地方自治法第235条の4第1項に規定する歳計現金で、既に記帳されている現金の出納については、指定金融機関からの收支日報、資金収支計画表、預金通帳・預金証書、收支月計表等の書類、残高証明書等により計数及び現金残高を確認した。
- (2) 地方自治法第235条の4第2項に規定する歳入歳出外現金で、既に記帳されている現金の出納については、指定金融機関からの收支日報、收支月計表等の書類等により計数及び現金残高を確認した。
- (3) 地方自治法第241条に規定する基金に属する現金で、既に記帳されている現金の出納については、基金等金融機関別預金調、基金定期・通知等預金証書、残高証明等により、計数及び現金残高を確認した。
- (4) 会計課の窓口で保管している税、使用料等の徴収現金については、領収書等の金額を照合するとともに、領収済通知書等の収入科目・年度等の区分について確認した。

(5) 地方公営企業法施行令第22条の6に規定する現金及び有価証券については、預金通帳、預金証書、債券残高通知書、残高証明書等により計数及び現金残高を確認した。

第4 検査の期日

令和7年2月25日(火)

第5 検査の結果

現金の出納に関する諸帳簿・書類・証書等により計数及び現金残高等を確認した結果、一般会計・特別会計の計数に相違はなかったが、保管現金の一部に相違があったことから、会計管理者からの説明を求めることとした。なお、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の計数及び保管現金に相違はなかった。